

浸水時に、以下の機能を確保する必要があります。

●防災拠点機能の確保

本部体制（災害対策中枢機能・状況把握・情報発信）

非常電源、通信体制の確保

浸水想定区域外での活動場所との連携体制

●庁舎機能の確保

行政機能の保持

ライフラインの確保

設備の機能確保（電気設備・サーバ等、建物等への浸水対策）



①ハード対策 + ②ソフト対策

以下整理

③河川氾濫対策（要望）

堤防嵩上げ、浚渫、掘削等の水防

■ 橋本市新庁舎 浸水対策について

以下の①ハード対策・②ソフト対策の例を踏まえ、庁舎の配置計画と併せて具体的な対策を検討します。

①ハード面の対策

分類	考えられる対策（例）
地盤関係	・ 浸水時に必要な箇所への嵩上げ対策
建物階層	・ ピロティ構造の採用、庁舎業務の主要室及び災害応急対策活動拠点室の上層階への配置
重要設備	・ 電気室、発電設備等の重要設備の上層階への設置
建物周囲	・ 主要な出入口への止水板や防水シャッターの設置
排水貯留施設	・ 雨水貯留施設、排水ポンプ設備の設置
避難関係	・ 高台等へ避難できる動線の確保、デッキの設置
資機材等	・ 浸水時に利用可能な防災倉庫の設置

→防災活動拠点、庁舎機能の機能を発揮するための施設整備上の対策

②ソフト面の対策

分類	考えられる対策（例）
災対本部	・ 災害対策本部をはじめとする庁内体制・外部支援体制 ・ 業務継続計画 ・ 浸水時の職員対応マニュアル（参集、連絡） ・ 浸水を想定した訓練の実施
機関連携	・ 国、県機関との浸水時の連携体制 ・ 民間事業者との浸水時の連携、協働
交通対応	・ 公用車等の浸水時の避難、利用計画 ・ バス等公共交通機関との浸水時の対応連携
市民対応	・ 浸水時の市民の避難経路確保、誘導方法の確立

→水害対応の円滑化・効率化のため、業務継続計画や浸水時の職員対応マニュアル作成などソフト面の強化